

権利者の皆さん、地域の皆さんにおかれましては、日頃から白岡駅東部中央土地区画整理事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、白岡駅東部中央土地区画整理事務所審議会委員の任期満了に伴う審議会委員の選挙についてお知らせします。

1. 土地区画整理事務所審議会の委員選挙を行います

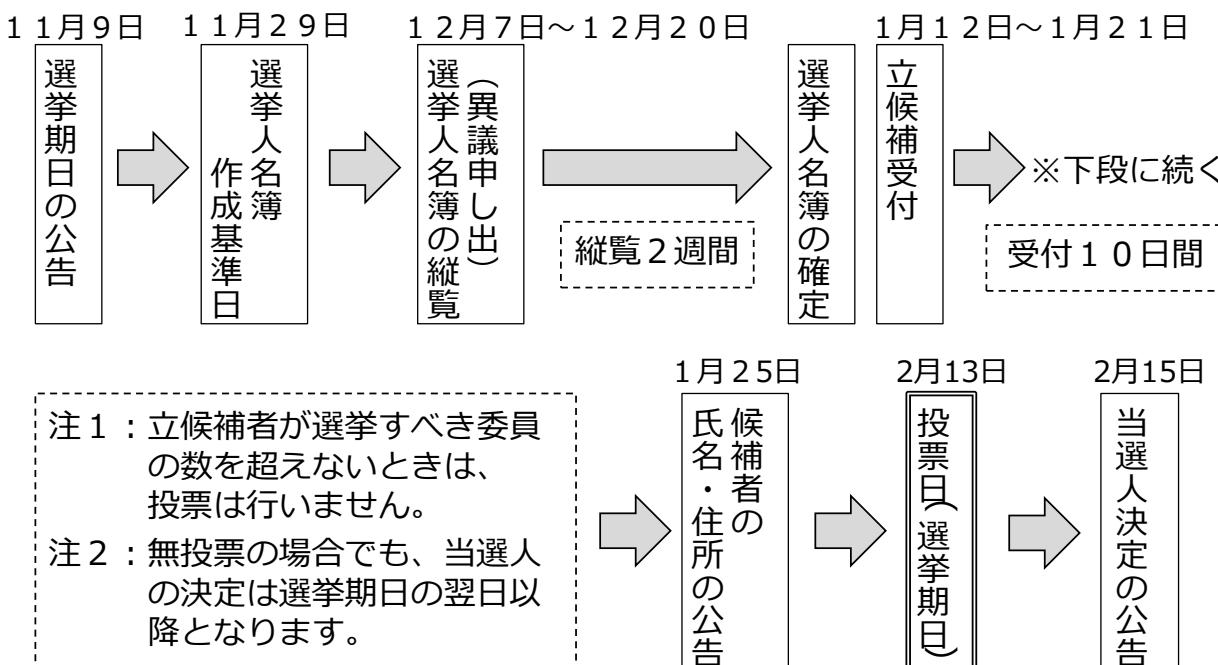
当地区の土地区画整理事務所審議会の委員の定数は、条例の定めにより10名で、その任期は5年です。10名のうち皆様が選挙する委員は8名で、残る2名は市長が選任する学識経験委員となります。

この度、選挙スケジュールを次のとおり定めましたのでお知らせします。

☆《選挙期日（投票日）》	令和4年2月13日（日）（時間未定）
☆《投票所》	白岡市立中央公民館講堂（予定）
☆《選挙人名簿縦覧日時》	令和3年12月7日（火）から同月20日（月）まで 午前9時から午後5時まで
☆《選挙人名簿縦覧場所》	白岡市役所2階 街づくり課 土地区画整理事務所
☆《立候補届出書等受付期間》	令和4年1月12日（水）から同月21日（金）まで 午前9時から午後5時まで

※立候補届出者が選挙すべき委員の数を超えない場合、投票は行いません。

2. 審議会委員決定までの流れ



3. 審議会の役割について

土地区画整理審議会とは、事業の進ちょくにあわせて換地計画や仮換地の指定など法律で定める事項についてご意見等をいただくために、権利者の代表と学識経験者で組織されます。

地方公共団体が行う土地区画整理事業では、地権者の意見や意向を事業に反映させるために、審議会の設置が義務付けられています。

4. 選挙権と被選挙権について

当土地区画整理事業地区内の土地について、選挙人名簿作成基準日【令和3年11月29日（月）】現在において所有権または借地権を有し、かつ確定選挙人名簿に記載されているかたに各1個の選挙権及び被選挙権があります。

土地の共有者や共同借地権者は、代表者選任通知書をご提出いただくことで、1個の選挙権及び被選挙権を有します。

なお、未成年者、成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者は、被選挙権がありません。

5. 選挙人名簿の縦覧について

選挙人名簿は基準日【令和3年11月29日（月）】現在における権利者（土地所有者及び借地権者）について作成します。令和3年12月7日（火）から20日（月）までの2週間（土曜日、日曜日も行います。）、選挙人名簿を縦覧します。選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合、権利者は縦覧期間中に異議の申し出を行うことができます。

縦覧日時、縦覧場所については、1ページをご参照ください。

6. 立候補の届出について

審議会委員に立候補されるかた（自薦）、または他の選挙人を候補者として推薦（他薦）されるかたにつきましては、令和4年1月12日（水）から21日（金）までに（土曜日、日曜日も行います。）、届出を行ってください。

また、立候補届出書等については受付期間中、下記の受付場所（時間）にて配布します。

なお、立候補推薦届出書を提出される場合は、本人の承諾書が必要となります。

**《受付日時》 令和4年1月12日（水）から同月21日（金）まで
午前9時から午後5時まで**

《受付場所》 白岡市役所2階 街づくり課 土地区画整理事務所



7. 土地の共有者や法人の方々へ

●土地の共有者や共同借地権者は、共同で一つの所有者または借地権者とみなされ、1個の選挙権及び被選挙権を有するものと定められていますので、全員の印鑑証明書を添えて代表者選任通知書を提出してください。

なお、代表者選任通知書の提出期限は、次のとおりです。

【選挙権：令和4年2月13日（投票日）まで】

【被選挙権：令和4年1月21日まで】

●法人が候補者となる場合、立候補届の他に法人の印鑑証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを一緒に提出していただきます。

●法人が投票する場合、投票当日投票所に、投票権限指定書と法人の資格証明書及び代表者の印鑑証明書を併せて提出していただきます。

8. 相続人の方々へ

選挙人名簿の作成基準日において、土地の登記名義人が死亡されている場合あるいは登記または申告された借地権者が死亡されている場合で、選挙権または被選挙権を行使するには、12月20日（月）までに次の（1）～（7）の書類の提出が必要となります。

なお、相続人が2人以上の場合は、代表者選任通知書も必要となります。

- （1）相続届
- （2）土地全部事項証明書
- （3）戸籍全部事項証明書
- （4）住民票
- （5）遺産分割協議書
- （6）相続人の印鑑証明書
- （7）相続関係図

9. その他

区画整理だよりをはじめ、事業概要や工事予定、各種申請書等を市のホームページに掲載しています。

また、工事の進捗状況や交通規制の情報等、最新情報についても随時更新しますので、ご確認ください。

市公式ホームページ
区画整理の情報はQRコードから
ご確認できます！



問い合わせ

白岡市／都市整備部／

街づくり課／土地区画整理事務所

TEL：0480-92-1111

（内線209）

FAX：0480-93-5038

Mail：kukakuseiri@
city.shiraoka.lg.jp